

第4回ユニバーサルサービスワーキンググループ 事業者ヒアリング資料

2024年3月14日

株式会社STNet

	ページ
1. ユニバーサルサービス制度に対する弊社の基本的スタンス	・・・ 2～4
2. 四国におけるFTTHの状況	・・・ 5
（委員様限り）山間部でのFTTH等エリア整備の実態	・・・ 6
3. エリア実態を踏まえた検討のご提案	・・・ 7
4 - 1. 固定ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する当社の考え方（1）	・・・ 8
4 - 2. 同（2）	・・・ 9
4 - 3. 同（3）	・・・ 10
（委員様限り）（参考）当社FTTHサービスを支える光ファイバー設備	・・・ 11

1.ユニバーサルサービス制度に対する弊社の基本的スタンス（1）

【総論】

- 弊社は、
 - ・ユニバーサルサービス制度の在り方を考えるうえでは、あまねく国民が生活に必要なサービスを利用できること、ならびに国民負担を抑制することという相反する要請を踏まえると、**対象サービス、コストの両面で「ナショナルミニマム」を前提に考えることが必要**
 - ・この「ナショナルミニマム」を前提として、ユニバーサルサービスの対象とするのは、**世帯（固定地点）を対象とした固定ブロードバンドおよび電話が適切**ではないか
 - ・一方ユニバーサルサービスを考えるうえでは、**公正競争の議論も深く関連することに留意していただきたい**。つまり**健全なサービス競争が発展していくうえで、そのベースになる「設備競争」は重要**であり、ユニバーサルサービスを確保するためであっても、設備競争を制約するような**アクセス設備分離（と全国一律の「公平な」提供）といった施策は、小規模な事業者を事実上圧迫して設備競争を失わせることになりうるため、慎重な判断が必要**

と考えております。

1.ユニバーサルサービス制度に対する弊社の基本的スタンス（2）

【無線通信の活用について】

- 無線通信（携帯電話等）は、トラフィック混雑時のスループット低下といった物理的・技術的な制約があるため、固定ブロードバンドへの活用については、今後の技術進歩の状況を見たとうえで改めて判断することも考えられます。

しかしながら、（後述するように）人口がごく少ない山間部等において、**世帯（固定地点）を対象とした固定ブロードバンドにおいて、FTTH等を補完するために、無線通信の電波を活用することができるのではないのでしょうか。**

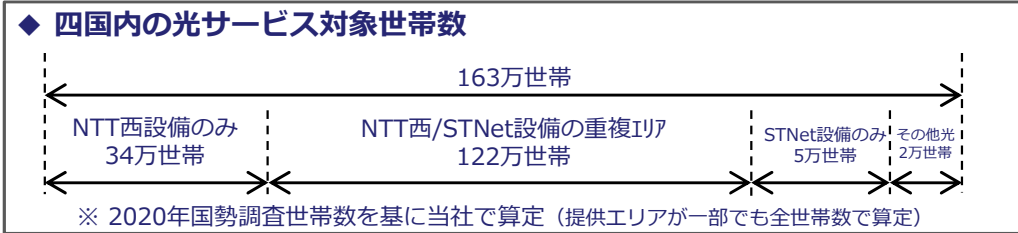
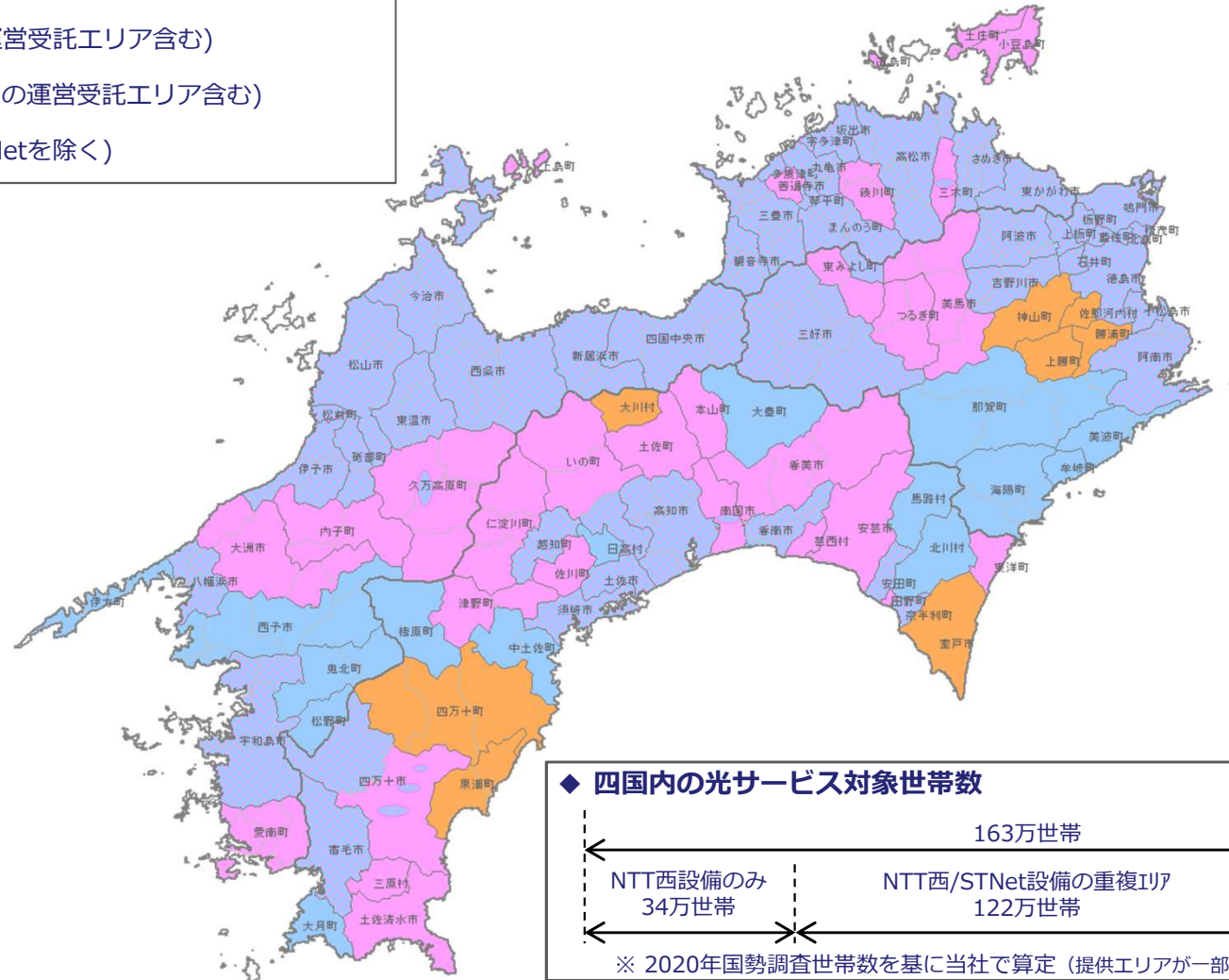
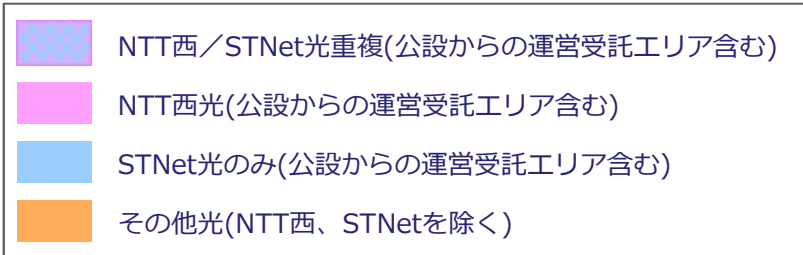
1.ユニバーサルサービス制度に対する弊社の基本的スタンス（3）

- 本日は、**世帯（固定地点）**を対象とした**ブロードバンド**のユニバーサルサービスに関して弊社意見を述べさせていただきます。

		役 務	
		電話のユニバーサルサービス (第一号基礎的電気通信役務)	ブロードバンドのユニバーサルサービス (第二号基礎的電気通信役務)
カ バ ー す る 対 象	世帯 (固定地点)		本日は、この部分に関する弊社意見を述べます。
	面的 エリア (移動しながらの 利用も含む)		

2. 四国におけるFTTHの状況

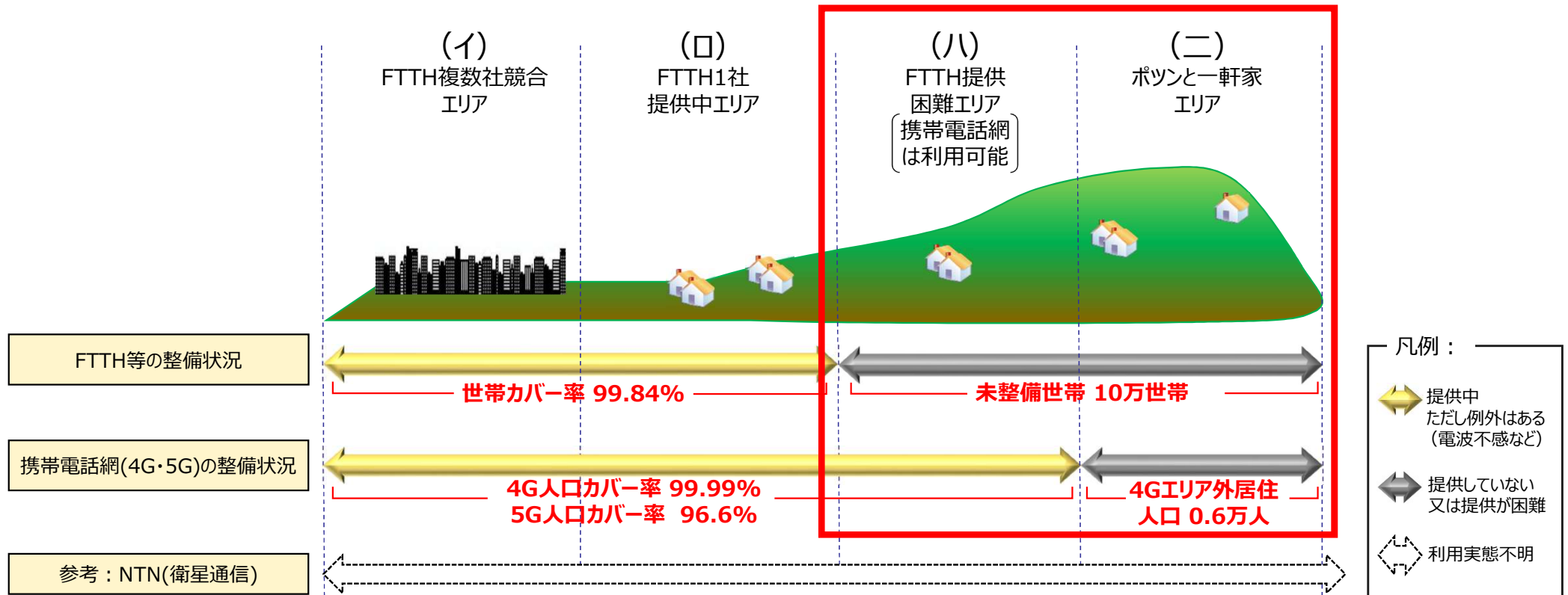
- 四国ではすべての自治体でFTTHの提供が行われています。
(作図の都合上、色分けは市町村単位で行っています。)
- しかし、町字単位で見ると、1つの自治体エリアの中でも提供できていないエリアが散在しています。



3. エリア実態を踏まえた検討のご提案

- 固定ブロードバンドのユニバーサルサービス制度は、**山間部等における実際の各種通信サービスエリアの状況や利用状況を踏まえて議論**すべきと考えます。ここでは大きく4つのエリアに分類して整理しています。
- 全国で見ると大多数(99.84%)の世帯では、固定ブロードバンドが利用可能であり、今回の固定ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の検討は、**主として未整備の約10万世帯をどうするかを中心に検討するのが重要**ではないでしょうか。

まずはこの部分を意識して議論を進めるべき



赤字は、総務省 第1回ユニバーサルサービスWG「【資料1-3】ユニバーサルサービスの在り方について」より要旨抜粋

4-1. 固定ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する当社の考え方（1）

- 現在、FTTH等の提供がない（光ファイバー設備のない）エリア（前述の(ハ)(二)）での固定ブロードバンド提供にあたっては、
 - ・各戸（世帯）に対してくまなく光ファイバーを整備することは、多数の電柱等の新設を含めて多大な追加コストがかかることが、これまでの経験から容易に予測される
 - ・一方それに比べると、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型／共用型）を提供するために、特定の基地局までの光ファイバーを整備する場合は、総延長が短く、道路沿いの電柱等の利用も容易であるため、コストがかなり安くすむ

ことから、ワイヤレス固定ブロードバンドの「専用型」に加えて、**携帯電話用の電波を利用する「共用型」を活用することが適切**と考えます。

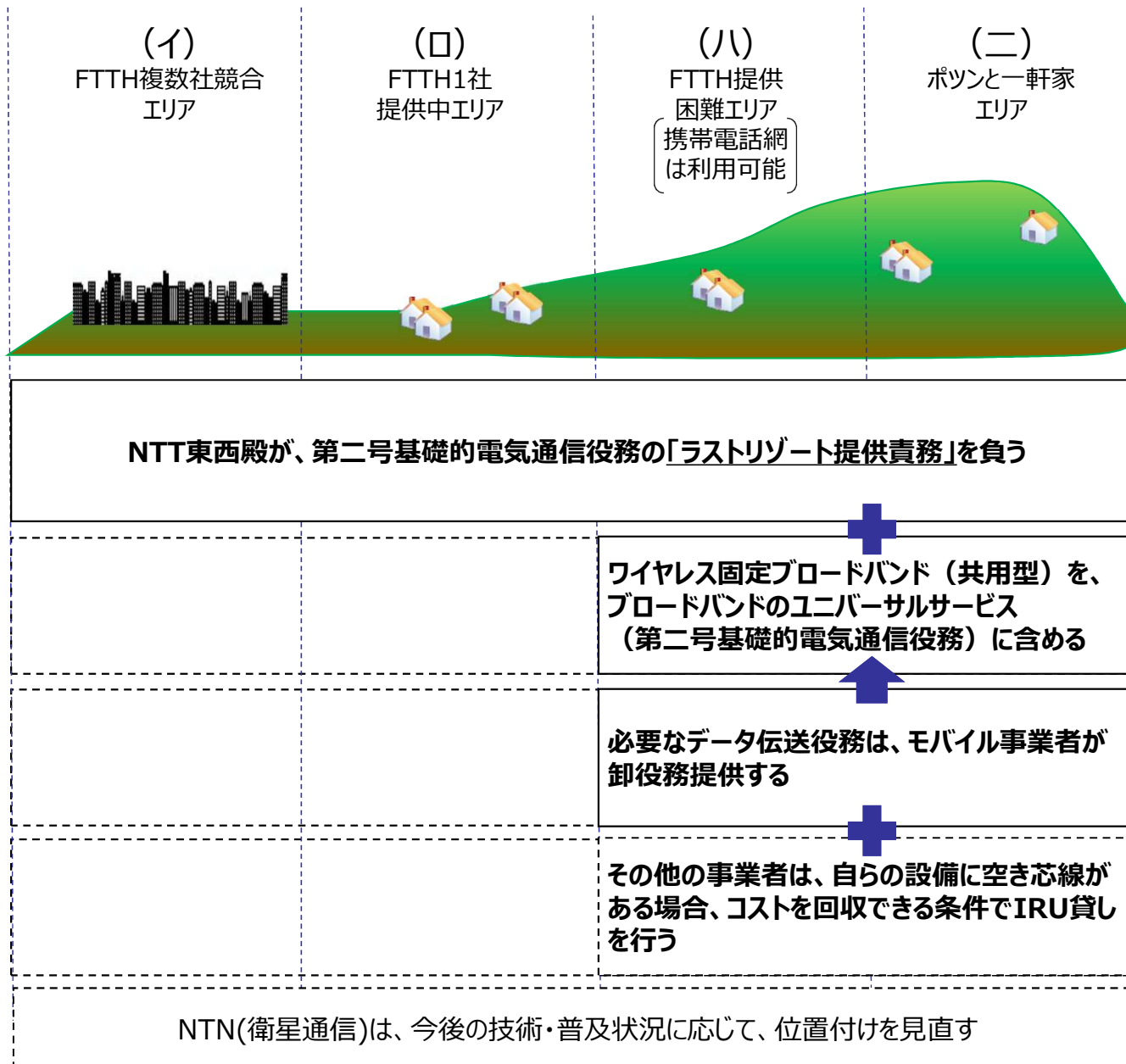
（また、将来NTN（衛星通信など）が一定の通信品質を備えるようになった場合には、もう一つの手段として活用を検討すべきと考えます。）

- なおこの場合、ワイヤレス固定ブロードバンドの「専用型」、「共用型」のどちらを使うかについては、カバーする対象エリアの状況（密集度や地形等）、専用型／共用型の各々の電波特性や免許の制約（広域／限定）などを考慮の上、**コストミニマムとなる技術を選定すべき**と考えます。
- また、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、固定通信事業者が提供主体となる場合、その提供に不可欠な携帯電話網を利用したデータ伝送役務をモバイル事業者から卸役務を受ける必要があります。

4-2. 固定ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する当社の考え方（2）

- ラストリゾート提供責務については、
 - ・ ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）に必要なデータ伝送役務等を移動体各社から卸提供を受ける場合、日本の東西エリア毎に一括して接続することが運用上合理的である
 - ・ 地域の小規模な事業者（約300社）に対し、行政の指名等によりNTT東西殿と同様にラストリゾート提供責務を課すことは、小規模な事業者にとってコスト面や運用面等で過度な負担がかかり、事業運営に多大な影響を及ぼすと想定され、設備競争の減退につながるおそれがあることから、**NTT東西殿が担うことが適切**と考えます。
- また、NTT東西殿の光ファイバーがないエリアで、責務を果たす目的のため、他社設備が利用できる（空き芯線がある）場合には、民間ベースの協議によりIRUで貸出すことは検討に値すると考えます。

4-3. 固定ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する当社の考え方（3）



ご清聴ありがとうございました。